

◆ 1. 定義編

- 問1 屋外広告物法第2条の解釈について① ー常時又は一定の期間継続ー
- 問2 屋外広告物法第2条の解釈について② ー屋外ー
- 問3 屋外広告物法第2条の解釈について③ ー公衆ー
- 問4 絵画や写真について

◆ 2. 判断基準編

- 問1 壁面広告における面の捉え方について
- 問2 自家用広告物と管理用広告物の判断基準について①
- 問3 自家用広告物と管理用広告物の判断基準について②
- 問4 自家用広告物と管理用広告物の適用除外について
- 問5 自家用広告物の適用除外について
- 問6 面積の算定方法について
- 問7 用途地域境界線上の事業所の掲出可能面積について
- 問8 面積の算定方法について②
- 問9 野立やその他の広告における色彩のについて
- 問10 LEDビジョンについて
- 問11 野立広告について

【問1】屋外広告物法第2条の解釈について① ー常時又は一定の期間継続ー
「常時又は一定の期間継続して」表示されるとはどのようなことか。

〔答〕 「常時又は一定の期間継続して」とは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、配布されるビラやチラシの類は屋外広告物になりません。電柱や塀などに貼付された時、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになります。また、5日程度の短期間のみ表示される場合は、継続性は認められないものとして取り扱います。

【問2】屋外広告物法第2条の解釈について② ー屋外ー
「屋外で」表示されるとはどのようなことか。

〔答〕 「屋外で」とは、その広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する広告物であれば屋外広告物には該当しません。

※ 建物のガラス面に内側から外に向けて社名、商品名塔を表示している例について、「屋外で」表示される要件に該当しないことから規制の対象外とします。

【問3】屋外広告物法第2条の解釈について③ ー公衆ー
「公衆に」表示されるとはどのようなことか。

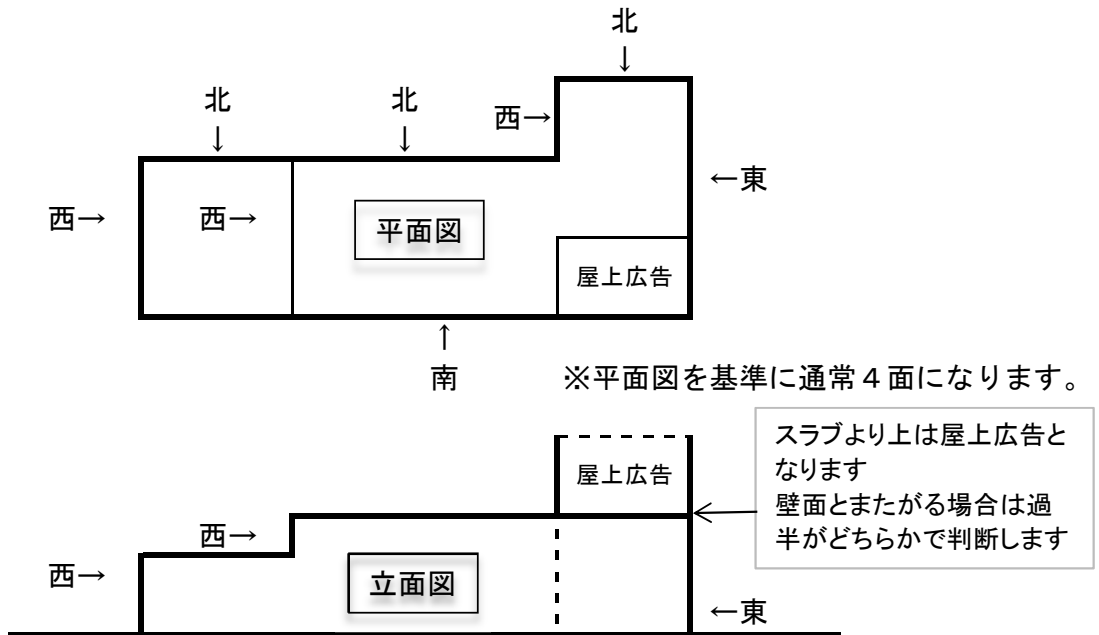
〔答〕 「公衆に」とは、単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、屋外広告物法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断すべきです。
例えば壁面広告であっても、その建物の閉鎖的な中庭に表示されているならば、公衆に表示とは言えず、屋外広告物とはなりません。同様にスタジアムの中や駅等の改札口の内側も公衆に表示とは言えません。

【問4】絵画や写真について
絵画や写真は屋外広告物となるのか。

〔答〕 建築物等の外側における絵画や写真の表示は、通常の場合、絵画や写真の内容とこれを表示する者の事業等との関係の有無に関わりなく、一定の概念、イメージ等を伝達することを目的として公衆に表示されていると認められるため、屋外広告物に該当します。

【問1】 壁面広告における面の捉え方について



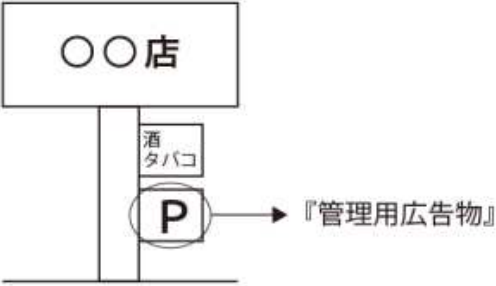

申請時によくある質問内容に対し、以下のように判断します。
 なお、広告の掲出状況によっては案件ごとに判断することも考えられます。







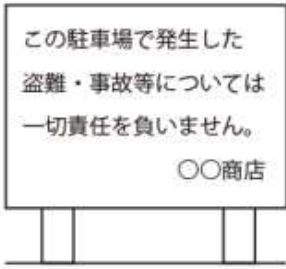
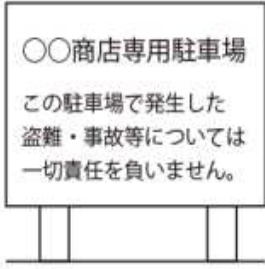
※1 壁面に複数ある場合、それぞれで面積計算してください。
 1 壁面当り（東西南北の4面）の表示面積合計を守ってください。
 壁面広告の場合、手数料は広告毎で算出します。

【問2】 自家用広告物と管理用広告物の判断基準について①

申請時によくある質問内容に対し、以下のように判断します。
 なお、広告の掲出状況によっては案件ごとに判断することも考えられます。

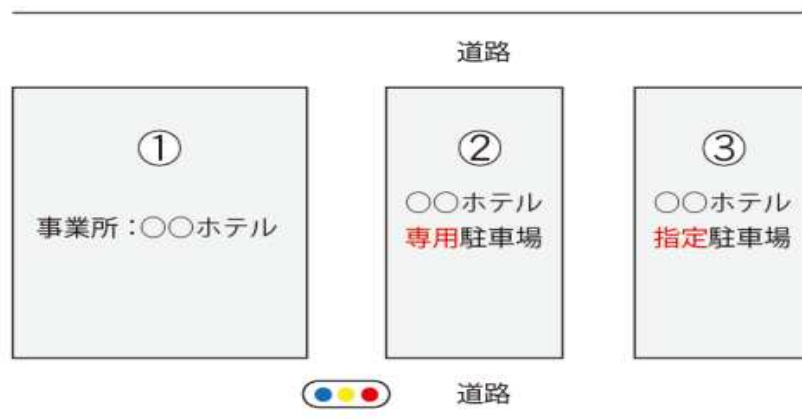
| 管理用広告物 | 自家用広告物 |
|---|--|
|  |  <p>店名が大きく入っているものは自家用広告物</p> |
|  |  |

(続)

| | |
|--|--|
|  |  <p>「営業時間」は土地や物件の管理のためとは言えないので自家用広告物</p> |
|  |  <p>店名の記載が末尾ではなかったり、強調しているものは自家用広告物</p> |
|  |  <p>店名の記載が末尾ではなかったり、強調しているものは自家用広告物</p> |

【問3】 自家用広告物と管理用広告物の判断基準について②

「事業所と駐車場が近接している場合の自家用広告物の1事業所の取扱い」とはどのような場合ですか。



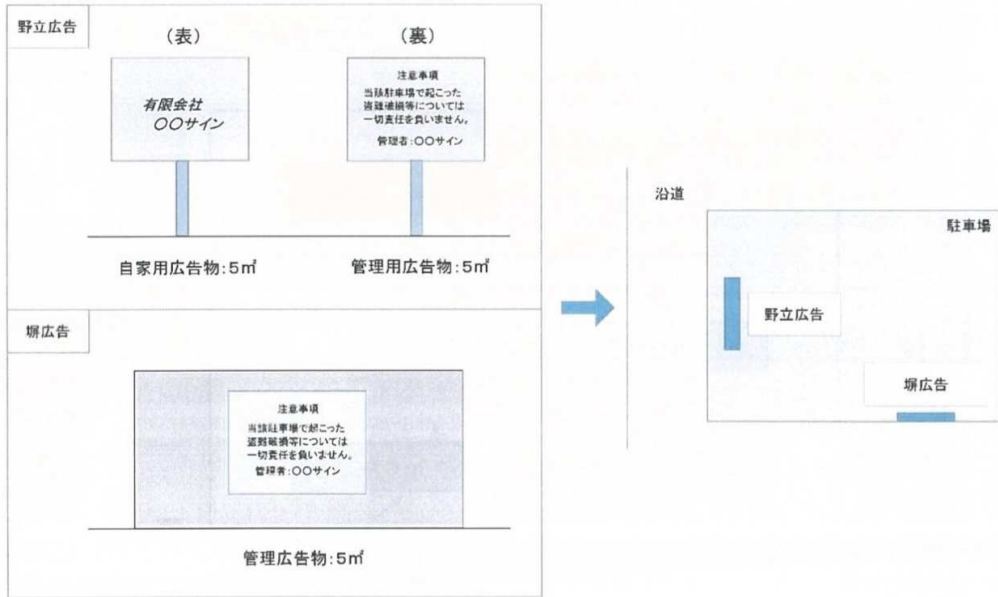
〔答〕 事業所の周辺に駐車場がある場合、原則として周辺駐車場を含めて1事業所と判断します。ただし、上図③のように他の事業所も活用する“指定”駐車場はそれ単独で1事業所と判断します。

よって上図のケースでは①と②で1事業所、③単独で1事業所となります。

①と②のように実際には接していない場合でも1事業所と判断するケースもあるので、近接の判断については現状に応じての判断となります。

【問4】 自家用広告物と管理用広告物の適用除外について

図のような駐車場敷地内において、野立広告の表面に自家用広告物 5㎡、裏面に管理用広告物 5㎡を掲出し、塀に管理用広告物 5㎡を掲出した場合、全てを適用除外の範囲と解して良いでしょうか。（本地域は許可地域と想定します）



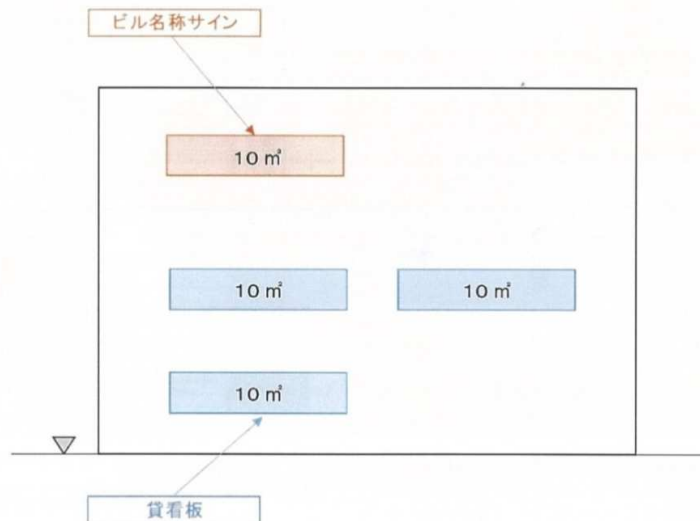
〔答〕 自家用広告物の表示面積の合計は10㎡以下ですので適用除外、管理用広告物は2か所ともそれぞれ5㎡以下ですので両者適用除外となり、3掲出物すべて適用除外となります。管理用広告物に個数の制限はありませんが、必要以上に掲出しないようにしてください。

適用除外の基準を超えた場合は申請が必要です。その場合、全体が申請対象となります。

例) 自家用広告物が11㎡の場合、 $11-10=1$ とはなりません。11㎡で申請します。

【問5】 自家用広告物の適用除外について

図のような建物の壁面において、ビル名称サイン及び貸看板を同一壁面に掲出した場合、ビル名称サインは自家用広告物として10㎡以下であれば適用除外とし、貸看板は壁面広告として30㎡掲出できますか。（本地域は住居系許可地域と想定します）



〔答〕 ビル名称サインは10㎡と許可地域における1事業所等当りの適用除外の基準10㎡以下であるため、申請は不要です。（申請書には適用除外として記入）貸看板は住居系地域の場合、表示面積の合計は当該壁面面積の1/4以下かつ30㎡以下まで掲出が可能です。

また、貸看板ではなく建物内に入居している店舗等の商標等の広告物の場合、自家用広告物と判断できるため、全てが自家用であることなど一定の条件が整えば表示可能面積を加算することができます。

【問6】 面積の算定方法について

申請時によくある質問内容に対し、以下のように判断します。

なお、広告の掲出状況によっては案件ごとに判断することも考えられます。

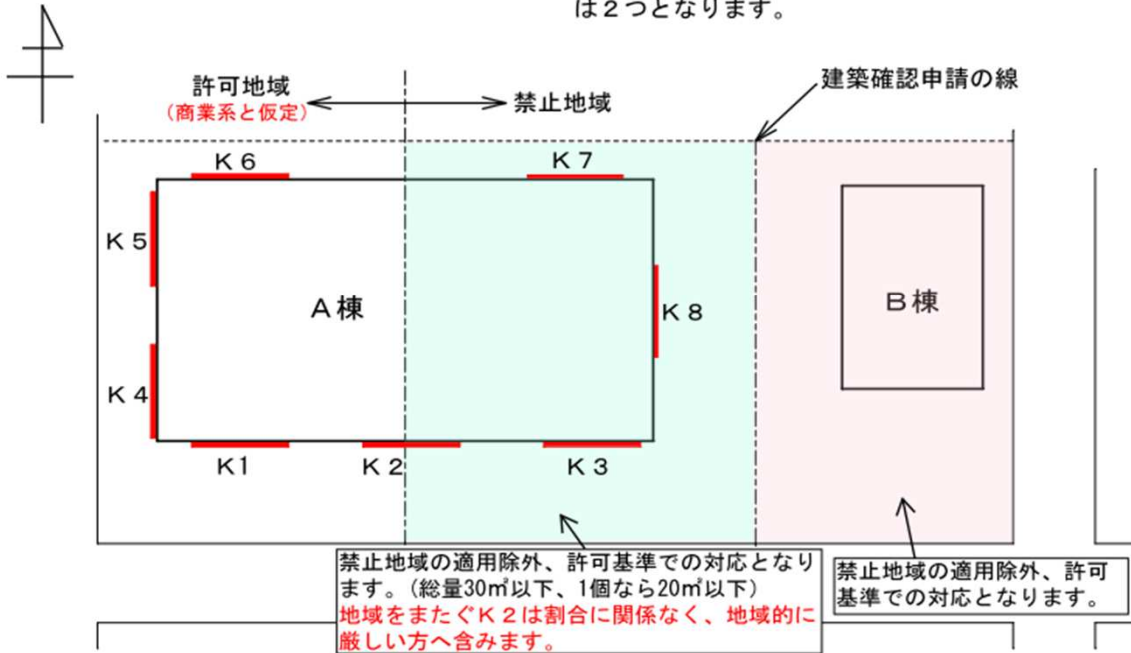
| | |
|---|--|
| <p>$S = a b$ 枠組みを含みます。</p> | <p>$S = a b$ 代表が1つの野立広告として申請して下さい。</p> |
| <p>$S = a b + c d$ (裏面もあれば2倍) 1つのサインポールと見なします。</p> | <p>$S = 2ab + 2ac$ (4面掲出の場合) 1つの広告塔と見なします。面積はS、高さはHとなります。</p> |
| <p>$S = a b$ 長方形で算定します。</p> | <p>屋上広告の場合、申請はそれぞれの立面図で行い、手数料は1つにまとめた面積で行います。</p> |
| <p>$S = a b$ 基本的に外郭線で面積計算します。</p> <p>ただし、箱文字等の厚みのある文字を使用する場合に限り下記の計算が可能です。</p> <p>※ $S = 4 a c$</p> | |

【問7】 用途地域境界線上の事業所の掲出可能面積について

申請時によくある質問内容に対し、以下のように判断します。

なお、広告の掲出状況によっては案件ごとに判断することも考えられます。

※敷地利用状況からすると1事業所と言えるが
建築確認申請が別の場合、屋外広告物の申請
は2つとなります。



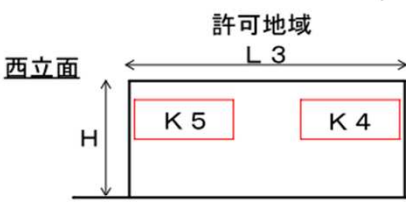
禁止地域の適用除外、許可基準での対応となります。(総量30㎡以下、1個なら20㎡以下)
地域をまたぐK2は割合に関係なく、地域的に
厳しい方へ含みます。

禁止地域の適用除外、許可
基準での対応となります。

A棟について



- ① $H \times L1 \times 1/3$
- ② $50 \times (L1/L)$
- ①かつ② $\geq K1$
- ※全てが自家用の場合の割増
- ②' = $(50 \times L1/L) + (H \times L1 - 150) \times 1/20$
- ①かつ②' $\geq K1$

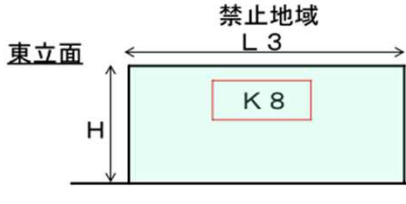


- ③ $H \times L2 \times 1/4$ (住居系で計算)
- ④ $30 \times (L2/L)$
- ③かつ④ $\geq K2 + K3$
- ※全てが自家用の場合の割増
- ④' = $(30 \times L2/L) + (H \times L2 - 120) \times 1/20$
- ③かつ④' $\geq K2 + K3$

- ① $H \times L3 \times 1/3$
- ② 50 (全てが自家用なら割増有)
- ①かつ② $\geq K4 + K5$



- ① $H \times L1 \times 1/3$
- ② $50 \times (L1/L)$
- ①かつ② $\geq K6$
- ※全てが自家用の場合の割増
- ②' = $(50 \times L1/L) + (H \times L1 - 150) \times 1/20$
- ①かつ②' $\geq K6$

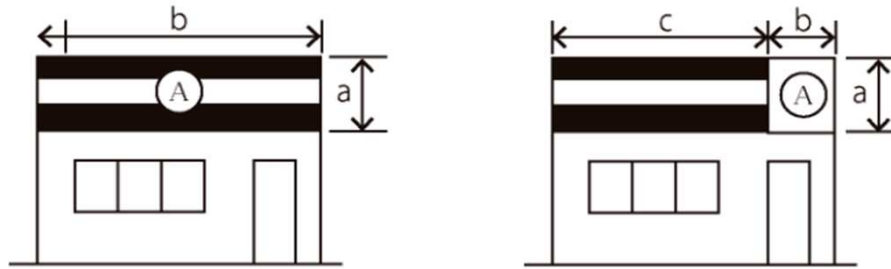


- ③ $H \times L2 \times 1/4$ (住居系で計算)
- ④ $30 \times (L2/L)$
- ③かつ④ $\geq K7$
- ※全てが自家用の場合の割増
- ④' = $(30 \times L2/L) + (H \times L2 - 120) \times 1/20$
- ③かつ④' $\geq K7$

- ① $H \times L3 \times 1/4$
- ② 30 (全てが自家用なら割増有)
- ①かつ② $\geq K8$

【問8】 面積の算定方法について②

申請時によくある質問内容に対し、以下のように判断します。
 なお、広告の掲出状況によっては案件ごとに判断することも考えられます。



$S = a b$

$S = a b + a c$

コーポレートカラーがロゴマークや文字等と一体となって表示される場合や、デザイン上特定企業を連想させる表示物は原則屋外広告物として面積を算定します。

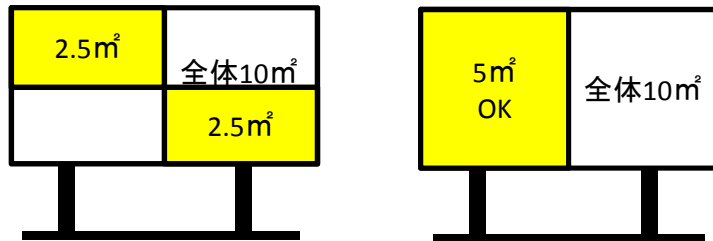
複数の店舗がある場合、各店舗等に同一に使用されているデザインはコーポレートカラーとします。

【問9】 野立やその他の広告における色彩のについて

野立やその他の広告に使用できる彩度10以上の面積や割合はどうなりますか。

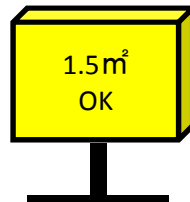
〔答〕 1または2となります。

1. 過半以下（例：全体10㎡、うち彩度10以上は5㎡以下）

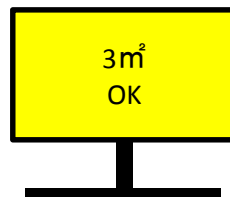


2. 1.5㎡以下かつ合計3㎡以下（商業系合計3㎡以下）
 1面0.75㎡以下かつ合計1.5㎡以下（禁止地域）

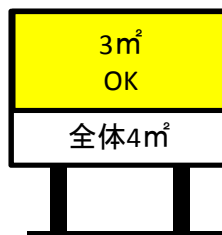
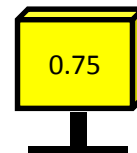
住居系、工業系



商業系



禁止地域



※野立やその他の広告とは、屋上広告、壁面広告及び突出広告以外の全ての屋外広告物を意味します。

【問10】 LEDビジョンについて

LEDビジョンを設置する際の許可できる掲出面積はどのようになりますか。

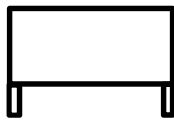
〔答〕 広告物等の種類ごとの許可基準と広告物等の表示面積の合計の基準（総量規制）に準じます。ただし、共通許可基準にあるように、道路交通に影響を与えないことや、総量規制の「電光表示広告物の場合」に記載しているように、自動車を運転する人の注意を引くような位置に設置することは危険ですので行わないようにしてください。また、彩度10以上を用いた表示内容は控えるようにしてください。

【問11】 野立広告について

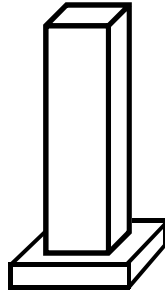
広告板、広告塔、サインポールの違いはどのようになりますか。

〔答〕 サインポールとは土地に建植された大型のH形鋼やコラム等の強固な支柱を基本的に1本、場合によっては2本用い、平面的に広告内容を表示するものです。
広告塔とは土地に建植され、立体的に広告内容を表示するものです。
広告板とは土地に建植され、平面的に広告内容を表示するものです。
共に高さが4mを超える場合は工作物の確認が必要になり、確認済証が無い場合は許可を取り消す場合があります。

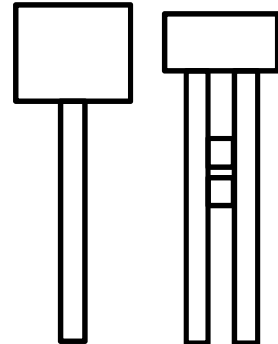
例)



広告板



広告塔



サインポール